

老発 0226 第 5 号
令和 3 年 2 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 43 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、順次施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）の一部（令和 3 年 4 月 1 日施行分）の施行等に伴い、及び「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年 12 月 27 日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、必要な省令の整備を行うもの。

第 2 改正の内容

- 1 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）の一部改正（改正省令第 1 条関係）
 - (1) 有料老人ホーム設置時の都道府県知事等に対する届出事項のうち、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項第 3 号の厚生労働省令で定める事項について、アからタまでのとおりとすること。（第 20 条の 5 関係）
 - ア 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
 - イ 事業開始の予定年月日
 - ウ 施設の管理者の氏名及び住所
 - エ 施設において供与をされる介護等の内容
 - オ 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - カ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類
 - キ 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書

- ク 施設の運営の方針
 - ケ 入居定員及び居室数
 - コ 職員の配置の計画
 - サ 老人福祉法第 29 条第 9 項に規定する前払金（以下「一時金」という。）、利用料その他の入居者の費用負担の額
 - シ 老人福祉法第 29 条第 9 項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
 - ス 一時金の返還に関する老人福祉法第 29 条第 10 項に規定する契約の内容
 - セ 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
 - ソ 長期の収支計画
 - タ 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- (2) 有料老人ホーム設置時の都道府県等に対する届出事項のうち、変更した際にその旨を都道府県知事等に届け出なければならないこととする老人福祉法第 29 条第 2 項の厚生労働省令で定める事項について、ア及びイのとおりとすること。（第 20 条の 5 の 2 関係）
- ア 老人福祉法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
 - イ (1) のア、ウからスまで、ソ及びタに掲げる事項
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。また、厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）について、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 17 条の 24 第 1 項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画及び同法第 17 条の 36 第 1 項に規定する地域住宅団地再生事業計画において記載することができる有料老人ホームを整備する事業に関する事項等についても、同様の見直しを行うこと。
- 2 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正（改正省令第 2 条関係）
- (1) 医療保険の個人単位被保険者番号の活用（第 35 条、第 37 条、第 40 条、第 42 条、第 49 条、第 51 条、第 54 条、第 55 条の 2 及び第 59 条関係）
要介護認定申請等の申請書の記載事項に、医療保険被保険者番号等を追加すること。
- (2) 要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間の延長（第 41 条及び第 55 条関係）
認定審査会が判定した被保険者の要介護状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分と同一である場合等には、要介護更新認定における有効期間の上限を 48 か月間とすること。要支援更新認定についても同様とすること。
- (3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限についての中核市への移譲（第 140 条の 40 関係）
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先に、中核市の長を追加すること。

(4) 介護分野のデータ基盤のさらなる整備（第140条の72の5関係）

ア 令和2年改正法の規定による改正後の介護保険法第118条の2第1項第3号の厚生労働省令で定めるサービスを、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援とすること。

イ 同号の厚生労働省令で定める事項を、アに定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等及び当該要介護者等に提供される当該サービスの内容に関する情報並びに特定介護予防・日常生活支援総合事業を利用する居宅要支援被保険者等の心身の状況等及び当該居宅要支援被保険者等に提供される当該事業の内容に関する情報とすること。

ウ 同条第4号の厚生労働省令で定める事項を、地域支援事業の実施の状況及び被保険者のチェックリスト情報並びにこれらに準ずる情報とすること。

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 その他所要の改正

その他、1及び2に伴い、所要の省令の規定の整備を行う。

第3 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行すること。ただし、第2の2の(1)については、令和2年改正法の公布の日（令和2年6月12日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。